

# 農業経営継続支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、農産物の消費が落ち込み、売上等に大きな影響を受けている町内の農業者に対して、経営を継続するための支援として、給付金を支給いたします。

## 対象者

- ・町内に住所を有し、町内において営農していること。
- ・花き、畜産（肉用牛・乳用牛）、観光農園、飲食店等と直接取引をしている農業者、組織、法人

## 対象要件

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から5月までのいずれか1ヶ月の売上が前年同月比で20%以上減少していること
- ・今後も農業経営を継続する意思があること
- ・町税を滞納していないこと

## 給付金額

- ・1経営体あたり10万円（上限額）
- ・給付金の支給は1経営体1回限り

## 申請書類等

- ・2019年分確定申告書類の写し  
※青色申告者については、所得税青色申告決算書の控えも必要。
- ・2019年と2020年の同月の売上が20%以上減少したことがわかる書類(帳簿又は通帳等)の写し
- ・本人確認書類写し（運転免許証等）
- ・申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ・印鑑  
※その他、給付金申請書、売上額の減少率計算様式、個人情報状況等確認同意書等は農林水産課に備え付けとなります。

## 申請期間

- ・令和2年6月1日（月）から令和2年7月31日（金）まで

## 問い合わせ先・申請先

- ・巨理町農林水産課農政班 TEL：0223-34-0503